

政務活動費調査研究報告書

会 派 名 市民の会

氏 名 大塚 正俊

日 程	令和 8 年 7 月 8 日（水）午前 9 時 30 分から 11 時 00 分
場 所	山形県山形市楯山コミュニティセンター（たてやまなかま館）
相 手 方	山形市総務部広報課 課長 長瀬 洋一、課長補佐 那須 晴美 コミュニティ推進係 係長 井上 崇一、主査 鈴木 悠治 楯山コミュニティセンター 所長 樋口 孝司、事務局長 横倉 明史
参加議員氏名	千木良孝之、大塚正俊、木佐貫佳子
用 務	行政視察「コミュニティセンターの住民運営組織への委託の取り組み」
内 容	山形市は、山形県の中部東に位置し、行政面積 381.30 km²、人口 234,006 人の市で、中核市に指定されています。 1. コミュニティセンターの住民運営組織への委託の経過 山形市の公民館は、昭和の町村合併によりそれぞれの地域に設置された支署が、社会教育機能を担う形で発展し、生涯学習の場、身近な行政窓口、地域づくりの拠点として大きな役割を果たしてきました。 社会動向や価値観の多様化・情報化の急速な進展に伴い市民ニーズは多岐の分野に拡大するとともに、市民が望む公民館機能も変化してきたため、地域実情を踏まえた事業展開や地域ニーズへの柔軟な対応を実施するため、住民が主体となった地域活動が可能となるよう、地区公民館の運営業務の委託を推進してきました。 そのような中、朝市の開催や高齢者サロンの常設など、地域の特性や課題に対応した運営に関する要望が出され、従来の公民館機能に留まらない、更なる機能の付加が求められました。 これに対応するため、従来の社会教育施設としての地区公民館から、まちづくり・地域活動への拠点へと重きを置いたコミュニティセンターに転換しました。転換したコミュニティセンターを、各種地域団体の拠点として、地域利用の拡大に繋がる「より利用しやすい施設」及び、子育てや介護予防な

ど地域が抱える課題に対しても住民が自ら解決を図ろうとするための事業が可能となる「新たな地域活動の拠点施設」として活用できる施設として位置付け、コミュニティセンターへ平成 23 年 4 月 1 日移行しました。

法的な位置づけは、社会教育法に基づく設置とし、山形市コミュニティセンター条例を制定しています。

2. コミュニティセンターと公民館との違い

(1) 施設機能

公民館は、社会教育法に定められた教育施設であり、主として地域の社会教育・生涯学習の拠点と位置付けられています。一方、コミュニティセンターは、教育行政や学習施設としての機能のみならず、広範な用途に対応できるように地域が必要とする機能の付加、制限の緩和等を行い、地域利用の利便性向上を目指した施設であると共に、地域福祉の向上を目指す各種地域団体の活動拠点、また、市と地域、互いの情報を発信・受信する情報交流の場としての機能を併せ持つなど総合的なまちづくり施設です。

(2) 所管

公民館を所管していた教育委員会から市長部局へ移管しました。(高瀬地区は、既に、高瀬紅花ふれあいセンターとして市長部局所管) コミュニティセンターに対する支援・相談については、広報課が窓口となり、庁内各課と連携した上で対応しています。

(3) 社会教育の確保

社会教育の提供は、7つの市街地公民館(東部・西部・南部・北部・江南・霞城・元木)が地域の要望に応えた出前講座等を実施することにより確保しています。その他の公民館でも実施されています。

3. センター運営協議会の歳入、歳出決算の状況

令和 7 年度における市内コミセン(全 20 館)の決算額の平均値は 1,495 千円(内訳は、市の委託料 1,563 千円、収入(利子) 5 千円、返納額 683 千円)となっています。

4. センターの運営委託料と積算根拠、委託の内容

令和 8 年度の 1 館あたりの委託料は、概ね 1,700 万程度。大まかな科目としては以下の 3 科目です。

(1) 人件費

職員は、市職員の高卒初任給(会計年度職員)と同水準

事務局長は市全体で退職者の管理職相当の基準を定めています。

所長報酬は「山形市特別職の職員の給与に関する条例」に基づいています。

(2) 管理運営費

消耗品費・燃料費・修繕費等、必要経費から積算し管理運営費として予算計上。リース更新などで見直し必要があるときは、都度見直しを行っています。

	(3) 事業費 各コミュニティセンターより年間計画を提出してもらい、それに基づき積算しています。(50 万円程度) 5. センターの職員数 (常勤、非常勤別) 所長 1 名、事務局長 1 名 職員 2 名 が基本体制となっています。 6. 参考資料 楯山コミュニティセンターHP http://www.yamagata-community.jp/~tateyama/index.html
成 果	山形市では、朝市の開催や高齢者サロンの常設、利用時間の延長など、地域の特性や課題に対応した運営に関する要望が出され、これらに対応するため、従来の社会教育施設としての地区公民館からコミュニティセンターへ移行して地域の活力を生み出す力の向上を図り、『市民活動の支援による共創のまちづくり』を目指しています。 中津市においても、地域福祉活動計画が小学校区単位で策定され、実践されていますが、社会教育法に規定される利用制限等もあり、地域利用の拡大に繋がる「より利用しやすい施設」を目指すために、コミュニティセンターへ移行すべきと考えます。 また、多様化する住民ニーズに対応する事業を実施するため、コミュニティセンターの運営を担うスタッフの充実を図るとともに、公民館運営のため徴収している地元負担金を廃止し、行政の責任で運営すべきと考えます。